登別市本庁舎建設基本設計·実施設計等業務委託 地中熱設備導入調查業務特記仕様書(案)

I 一般調查業務

- $\frac{1}{2}$ 調査は $\frac{1}{2}$ 102. $\frac{1}{2}$ 104. $\frac{1}{2}$ 105. $\frac{1}{2}$ 105. $\frac{1}{2}$ 105. $\frac{1}{2}$ 106. $\frac{1}{2}$ 107. $\frac{1}{2}$ 107.
- ※2 記載数値は想定している数値。
- 1 直接調査業務
- (1) 地中熱交換器設置
 - ア 削孔費
- 102.5m
- イ 採熱管挿入費 ダブルユーチューブで102.5m
- ウ 同上設置用おもり 1個
- 工 洗砂充填
- 2.6 m^3
- オ セメンチング、採熱管固定・遮水 5 m
- カ 泥水処理費、産廃バキューム処理 3.8㎡
- キ 不凍液

215リットル

- (2) 熱応答試験
- ア 温水循環試験
- (ア) 温水循環試験 1式
- (イ) 測定装置等損料、TRT測定装置、パソコン、発電機等 5日
- (ウ)消耗品費、不凍液 1式
- イ 温度回復試験
- (ア)温度回復試験 1式
- (イ) 測定装置等損料、TRT測定装置、パソコン、発電機等 3日
- (ウ)消耗品費、不凍液 1式
- ウ 測定装置設置・撤去 1式
- (3) 運搬費 2回
- (4) 安全費 1式
- (5) 現場管理費 1式
- (6)一般管理費 1式
- 2 解析等調查業務
- (1)直接人件費 1式
- (2) 印刷製本 3部
- (3) 間接原価 1式
- (4)一般管理費 1式

Ⅱ 適用など

- 1 この特記仕様書に記載されている以外の仕様は、「官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案)」平成25年10月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部 設備・環境課(以下「ガイドライン」という。)による。
- 2 業務は登別市本庁舎建設基本設計及び実施設計委託に必要な地中熱利用の可否を検討するために調査するとともに、解析調査を行うこと。
- 3 地中熱導入の可否は、上記Ⅱ、1によるガイドラインにより検討すること。
- 3 現地調査にあたり実施日、実施時間及び作業場所等について業務監督員の承諾を得るものとする。
- 4 業務は令和4年10月下旬を目途に履行のこと。
- 5 調査位置は、業務監督員と協議の上、決定するものとする。
- 6 調査レベルは、本市が別に発注する登別市本庁舎建設用地測量委託のKBMから測定の 上、調査すること。
- 7 調査地の一部は、埋蔵文化財包蔵地「ニナルカ遺跡」に該当することから、業務監督員の指示の上、調査すること。
- 8 一般調査業務の進捗状況は、業務処理責任者及び機械主任技術者が確認し、その結果を 業務監督員と協議の上、調査完了とすること。
- 9 産業廃棄物等は関連法令により処理すること。
- 10 その他、業務監督員が必要とする調査について履行のこと。
- 11 業務履行中における業務内容変更等に伴う設計変更及び契約変更は原則として行わない。

Ⅲ 成果品など

- 1 調査報告書 3部
- 2 平面図 3部(調査孔を明示する。)
- 3 記録写真 3 部
- 4 その他 1部、成果品データCD(JWW形式、PDF形式)及び業務監督員が必要とするもの。